

第 33 回スペクトル管理 SWG 議事録

1. 日時：

2006/04/28(金) 10:00~18:00

2. 場所：

TTC 事務局 2F A,B 会議室

3. 出欠者：

出席会員数 / 全会員数：17 / 26(出席者数に議長委任状 3 を含む)

出席委員数 / 全委員数：32 / 57(出席委員数に議長委任状 8 を含む)

4. 議事資料：

1) 第 33 回スペクトル管理 SWG 議事次第

2) 第 32 回議事録

3) 課題表

4) 各社寄書

5. 議事要約：

5.1. 議事録の確認<SMS-33-1>

原文通り承認された。

5.2. 議事録担当

イー・アクセス株式会社

5.3. 議事次第

議長提案通り承認された。

5.4. 課題表

前回会合を受け一部文言を修正と課題の追加を行った。

5.5. 遅延寄書の取り扱い

遅延寄書<SMS-33-06>, <SMS-33-07>は本会合にて取り扱うことを合意した。

5.6. JJ-100.01 の改訂に向けて

(1) き線点・分岐点設置の xDSL のスペクトル管理について

干渉計算モデルについて<SMS-33-03,04, 05, 06, 07>

- ・ 干渉計算は FTTR 設置システム間、FTTR 設置システム対局設置システム間共に 30MHz までを範囲とすることを合意した。
- ・ 合流点の定義を“ TU-O と加入者ケーブルの間に設定され、干渉計算を開始するポイント ” とすることを合意した。
- ・ 合流点は局舎 - き線点間に設置しないことを合意した。(本合意におけるき線点とは地下ケーブルを架空上に引き上げるポイント (=き線点柱) を意味する。ただし、き線点柱を”局舎 - き線点間”に含まない。)
- ・ 引き込み線/ユーザ宅のケーブルのみを DSL 区間として利用する FTTR 設置システムにおいて、引き込み線/ユーザ宅のケーブルが、き線点下部のケーブルルートと分離されていて、且つ一対の場合は技術的にスペクトル適合性ありとすることを合意した。

[FTTR 設置システム間について]

- ・ き線点下部のケーブルルート上の合流点が 1 ケーブルあたり 1 カ所の場合、FTTR システム間の異レベル干渉は考慮しないことを合意した。
- ・ 合流点を 2 カ所以上とする場合、FTTR システム間の保護判定基準値を設けることを合意した。
- ・ FTTR システム間の保護判定基準値は、合流点 1 カ所である場合(異レベル干渉無し)の伝送特性を維持する値とすることを暫定合意した。
- ・ FTTR システム間の保護判定基準値を維持する手段として、合流点を 1 ケーブルあたり 1 箇所とすることを合意した。
- ・ 干渉計算にてスペクトル適合性判定を行う場合、距離 L(被干渉 FTTR システムの TU-O - TU-R 間距離)毎に距離 M(与干渉 FTTR システムの TU-O - TU-R 間距離)における伝送速度を算出し、各 L で伝送速度が最悪となる M 値を元に行うことを合意した。

[FTTR 設置システム対局設置システム間について]

- ・ 限界線路長制限の中に新たに逆限界線路長制限の概念を定義し、その距離以遠で TU-R を設置することを可能とすることを暫定合意した。
- ・ G.992.1 Annex I の保護判定基準値については 2.2MHz までのクラス A 間の干渉計算を行って定義することを合意した。

バンドプランについて<SMS-33-05>

FTTR 設置システムのバンドプランは JJ-100.01 第 3.0 版 G 章に従うことを合意した。

(2) その他課題について

保護判定基準値を算出する場合の計算周波数範囲は、被干渉源の信号帯域とすることを合意した。

6. その他：

次回会合：6 月 16 日(金) 10:00~18:00

別途アドホック会合を行う場合は提案会社より連絡を行う。